

令和 3 年度第 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 4 月 1 3 日

担当部・課：復興政策部地域協働課〔内線 4 2 3 9〕

<b>① 件 名</b>	
石巻市 N P O 支援オフィスの臨時移転について	
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	
<p><b>【背景】</b>  石巻市 N P O 支援オフィス（以下「支援オフィス」という。）は、市民公益活動を促進し、協働を推進するため、市、市民公益活動団体、市民及び企業の連携、交流及び活動の場として平成 1 4 年度より設置している。  支援オフィスは昭和 4 0 年に建設され老朽化が進んでいたところ、本年 2 月に発生した福島県沖地震により外壁の一部が落下したことから建築課職員により確認した結果、躯体への損傷は認められないが今後発生が予測される大規模な地震などによる安全性が確保できないとの判断から、臨時的な移転が必要となったもの。</p> <p><b>【目的】</b>  臨時移転することで職員及び利用者等の安全を確保し、現行に近い体制での業務継続を図る。</p>	
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	
<p><b>【根拠法令】</b>  石巻市市民公益活動団体との協働に関する条例（平成 3 1 年条例第 3 号）  石巻市市民公益活動団体との協働に関する条例施行規則（平成 1 7 年規則第 1 2 号）  市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針（平成 3 1 年 4 月策定）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>  第 1 章 ともに創る協働のまち  第 1 節 住民の自治力を強化する</p>	
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	
令和 3 年	<p>1 月 ・ 令和 3 年度から令和 7 年度における支援オフィスの指定管理者を指定</p> <p>2 月 ・ 福島県沖地震発生、支援オフィスの外壁の一部が落下  ・ 建築課職員と現地確認したところ、老朽化により次回以降の地震による安全性が保障できない状態が判明したことから臨時的な移転先の検討を開始（関係課協議）</p> <p>3 月 ・ 移転に伴う関係課協議及び（特非）いしのまき N P O センターと管理運営を市長による管理に変更する協議が完了  ・ 石巻市 N P O 支援オフィスにおける管理運営の変更及び臨時移転に係る方針の決定  ・ 指定管理者の指定取り消し及び市長による管理に移行する告示</p> <p>4 月 ・ 石巻市 N P O 支援オフィス運営業務委託開始</p>
<b>⑤ 主な内容</b>	
<p>石巻市総合体育館内への臨時移転に伴い、石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、支援オフィスの管理運営を指定管理者から市長による管理へ移行し、移行後は業務委託として事業の継続を図るもの。</p> <p><b>【臨時移転先】</b> 石巻市総合体育館内 旧喫茶室、旧厨房</p> <p><b>【移転開設日】</b> 令和 3 年 5 月 1 日（土）  ※移転準備期間として 1 か月間は、旧支援オフィスにおいて業務を実施</p>	

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p><b>【影響・効果】</b>  支援オフィスと同じ敷地に設置されている石巻市総合体育館内に臨時移転することで、施設利用者の移転による負担軽減を最小限に抑えられるとともに、利用者等の安全を確保し、現行に近い体制で業務の継続を図ることができる。</p> <p><b>【市財政への負担】</b>  支援オフィス指定管理料の減額 年間 10,460 千円  支援オフィス運營業務委託料 年間 9,961 千円</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和3年 5月 支援オフィス移転開設  7月～ 本移転に向けた協議</p>
⑨ その他